

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇〇の会という。

(目的)

第2条 〇〇〇〇の会は、小田原市の△△△△を□□□□することを目的とする。

(事業)

第3条 〇〇〇〇の会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)……………

(2)……………

(3)……………

(役員)

第4条 〇〇〇〇の会には次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 1名

(3)会計 1名

(4)監事 1名

2 役員は、会員の互選により定める。

3 監事は、会長、副会長、会計を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 会計は、会の経理を行う。

4 監事は、会の会計を監査する。

(総会)

第6条 会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会においては、次に掲げる事項を行う。

(1) 会の目的に基づく事業の運営に関すること。

(2) 会の予算及び決算に関すること。

(3) その他、会の運営に関し必要な事項に関すること。

3 総会の議事は、出席会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第7条 会の経費は、当該年度の会員からの会費とその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は毎年〇月1日から翌年〇月31日までとする。

(会費)

第8条 会において活動するものは会員となり、会費を納めなければならない。

会費は会員一人につき年間〇〇〇円とする。